

平成24年5月1日

各建設業者団体 ご担当者様

日頃より大変お世話になっております。

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成24年国土交通省令第52号)及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成24年国土交通省告示第523号)の公布に伴い以下の通知等を送付いたしますので、よろしく願いいたします。

- (1) 建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
(平成24年5月1日国土建第40号)
- (2) 経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について
(平成24年5月1日国土建第51号)
- (3) 経営事項審査の事務取扱いについて(平成20年1月31日付け国総建269号)の一部を改正する通知
(平成24年5月1日国土建第54号)
- (4) 国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて
(平成24年5月1日国土建第56号)
- (5) 施工体制台帳の作成等についての改正について
(平成24年5月1日国土建第59号)
- (6) 「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について
(平成24年5月1日国土建第62号)

(お問い合わせ先)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8277

(1) について：法規係長 井上 (内線：24754)

(2) ~ (4) について：経営指導係長 大越 (内線：24734)

(5) について：調査係長 熊木 (内線：24724)

(6) について：許可係長 石島 (内線：24718)

送付先について：法規係 徳増 (内線：24756)